

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成26年 3月26日(水) 17:30~17:55(25分間)

(開催場所)

釧路地方合同庁舎 5階会議室

(出席者)

当局側(釧路開発建設部)

亀井 敏貴(総務課長)、高野 利樹(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部釧路支部)

和泉 裕子(代表者)、佐藤 香織(連絡員)、森 千栄(連絡員)

(議題)

1. 当部の女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について
2. 当部の女性職員の健康安全管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

<議題1:当部の女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について>

(職員団体) 両立支援制度には様々なものがあるが、制度の活用の際、周囲の理解を得て安心して仕事と子育ての両立が図れるよう、職場での雰囲気づくりを含めた環境整備に努めてもらいたい。

(当局) 課所長に対しては、各種両立支援制度について周知を図るとともに、妊娠中であることの申し出があった職員に対しては、制度に関する情報提供や休業中における業務処理体制について説明を行っているところである。
制度を活用しやすい職場環境の整備に努めるよう、引き続き課所長への指導を徹底していきたい。

<議題2:当部の女性職員の健康安全管理について>

(職員団体) 乳がん・子宮がん検査について、希望者は毎年受診できるのか。また、人間ドックと乳がん・子宮がん検査の同時受診を希望した場合、実施することは可能か。

(当局) 乳がん・子宮がん検査については、原則として同一人について2年に1回としているが、対象年齢に合致する職員のうち、特に希望する者については、毎年度の受診を可能としているところであり、次年度も同様の取扱いとする予定である。また、人間ドックと乳がん・子宮がん検査の同時受診については、今年度は一部医療機関において同時受診ができたところであり、次年度についても、医療機関との調整を図っていく考えである。

- (職員団体) 育児休業中の職員に対しても、受診する意向があるか確認し、希望者については受診できるよう配慮願いたい。
- (当局) 育児休業中の職員に対しても、引き続き受診希望の確認を行っていきたい。

※文責は釧路開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に係る回答メモ (2014統一要求及び独自要求)

平成26年3月26日

1. 当部の女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「国土交通省特定事業主行動計画」に基づき、仕事と子育てを両立できる職場づくりを目指し、取組を推進しているところであり、育児休業をはじめとする各種両立支援制度について、課所長に対し、諸会議等の場で、ワーク・ライフ・バランスの意義を含めて周知を図っているほか、全職員に対し、制度の概要・詳細、意識啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載して周知を図っているところである。

また、課所長に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導を図っていく考えである。

2. 当部の女性職員の健康管理について

健康管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成26年度の計画においては、昨年度に引き続き、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止及び心の健康づくりの4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴いているところである。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や課所長に対するメンタルヘルス教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。